

承認工事の手引き

令和8年4月 大治町 建設部 都市整備課

1 工事の承認について

道路法では道路の工事または維持を原則として道路管理者に限定していますが、宅地造成等による出入り口の整備のような道路管理者以外の者が工事を行うこともあります。これを道路法第24条では「道路管理者以外の者は道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる」と定めており、大治町道路管理規則でも必要事項を定めています。したがって、民地内の造成に伴う道路の法面を埋め立てる工事や乗入れ口の設置工事のように道路形状を変更する場合は道路管理者に承認を受けて工事をする必要があります。水路も同様に、水路管理者の承認を受ける必要があります。

承認工事で完了した工作物等は検査後、公共物として管理者が維持・管理します。そのため、管理者以外の工事であっても公共工事と同様の基準で施工する必要があります。

本町では、承認工事の事務手続きを適切に進めるため、運用の手引きを定めます。

2 申請から承認、完了までの流れ

(1) 申請

承認申請書に必要書類を添付し、2部提出する。

※承認申請書を提出する前に施工方法等を管理者と事前に協議すること。

(2) 審査

承認申請書を受領後、管理者が審査を行う。審査期間は事前協議があれば、営業日10日以内であるが、事前協議がない場合は営業日15日以内に審査を行う。

審査の結果、図面修正や指摘事項があれば再協議し、承認申請書を修正する。

(3) 現場立会

承認前に管理者と現場で立会い、申請内容について最終確認を行う。

※立会の際には図面等で工事範囲や計画高がわかる状態にすること。また、現場で勾配の確認を行うのでレベルを申請者側で持参すること。

なお、レベルで勾配を測るため、申請者が必要な人数を手配すること。

(4) 承認

管理者は工事承認書を交付する。承認後に内容変更が生じた場合、変更承認申請書を提出し、再度承認を得る。

※工事着手前までに津島警察署より道路使用許可を得ること。

(5) 着手届提出

現場の着手日が決定したら、工事着手前に施工前の全体がわかる現況写真を添付した着手届を提出して工事を実施する。

(6) 完了届提出

工事が完了したら、速やかに完了届を提出する。添付資料として工事写真を合わせて提出する。

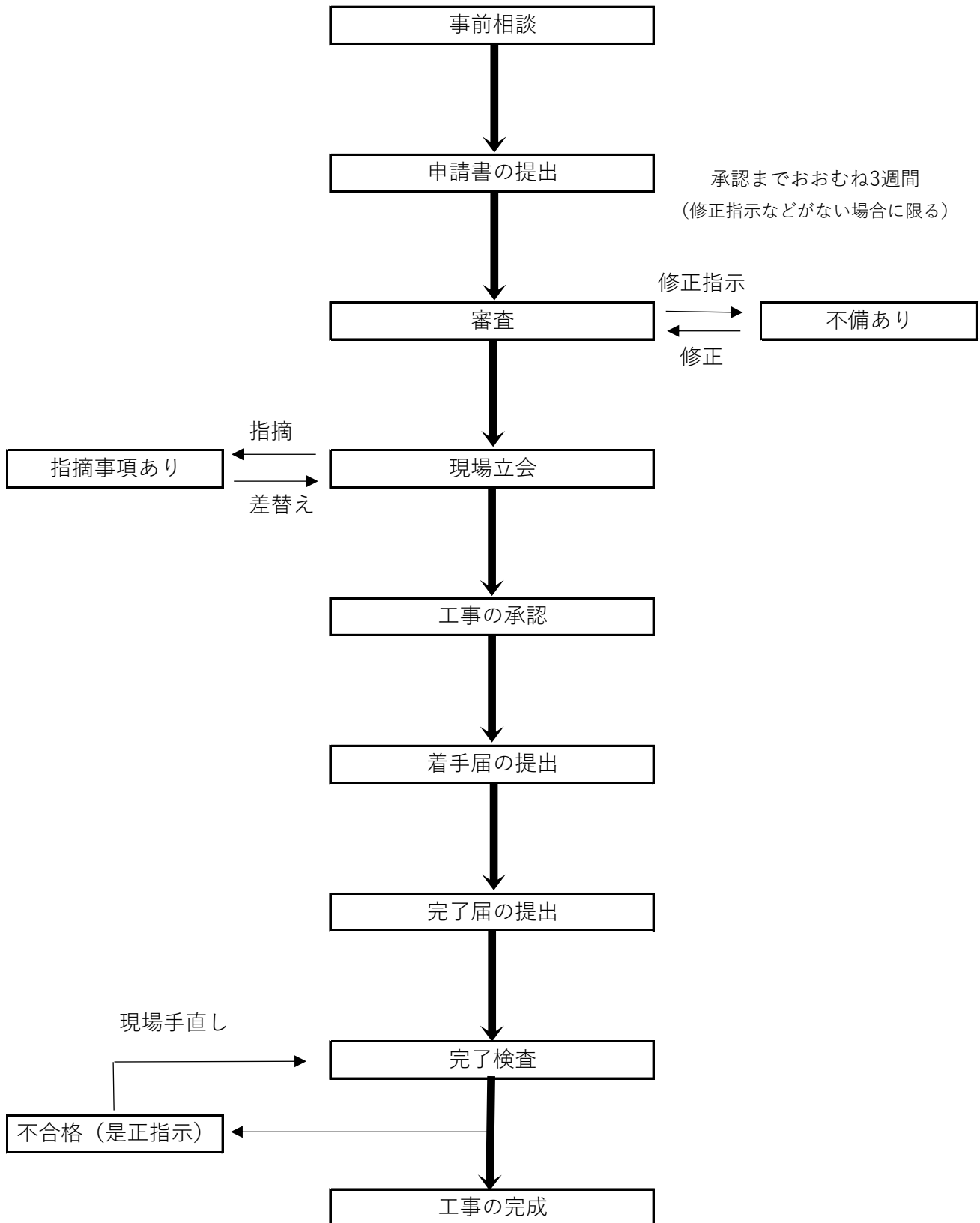
工事写真は幅・厚み等がわかる写真とする。なお、写真管理については愛知県土木工事標準仕様書、土木工事写真管理基準に準じる。

(7) 完了検査

完了届を受領後に管理者にて工事完了検査を実施する。是正箇所がある場合、申請者は補修工事を行い管理者にて再検査をして工事完了とする。

なお、管理者の指摘通りの是正が行われるまで、工事と検査を繰り返す。

申請から完了まで



3 提出書類

(1) 提出書類一覧

承認申請書は申請者と管理者の控えとして計2部提出する必要がある。表1に提出書類一覧を記載する。

表1

書類名	備考
承認申請書表紙	押印不要
位置図	縮尺1:5000 程度 申請地を朱書
土地整理図の写し	申請地を朱書
構造図及び道路復旧図	縮尺1:20、1:30 程度
縦断図	縦断図は縮尺1:100、1:200 程度 横断図は1:20、1:30 程度 施工箇所を朱書 現況（道路・既設側溝（天端・底高含む））及び計画高を記載
平面図	縮尺1:500、1:1000 程度 現況の舗装高・水路高・施工延長・構造物の規格・計画高を記載 施工箇所を朱書
保安設備設置図	縮尺1:500、1:1000 程度
その他	<ul style="list-style-type: none">・乗入れ口を4m以上に拡幅する場合、車両軌跡図及び理由書を提出・施工条件により、近隣住民等の承諾書を提出・事前協議により提出を求める書類（使用する構造物の規格・図面、舗装構成、起終点から施工箇所がわかるように撮影した写真）

(2) 書類記載例

「承認申請書表紙」、「各種図面」、「着手・完了届」「取下げ・取りやめ」の記載例を下記のとおり示す。

様式第1号（第2条関係）

<div style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">記入例</div> 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 大 治 町 長 殿 <div style="text-align: center;">住 所 氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 担当者 電 話 （ ） 番</div> 下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。 <div style="text-align: center;">記</div>	
工 事 の 場 所	施工箇所の住所を記載
	町道 ○○・○○ ※はるちらずで路線名を確認して記載 線
工 事 の 種 別	側溝布設工事 など
工 事 の 概 要	側溝延長等を記入
工事の実施方法	直営、請負 など
工 事 の 期 間	承認の日から 日間 年 月 日から 年 月 日まで
工 事 を 必 要 と する 理 由	排水先の確保のため など

備 考

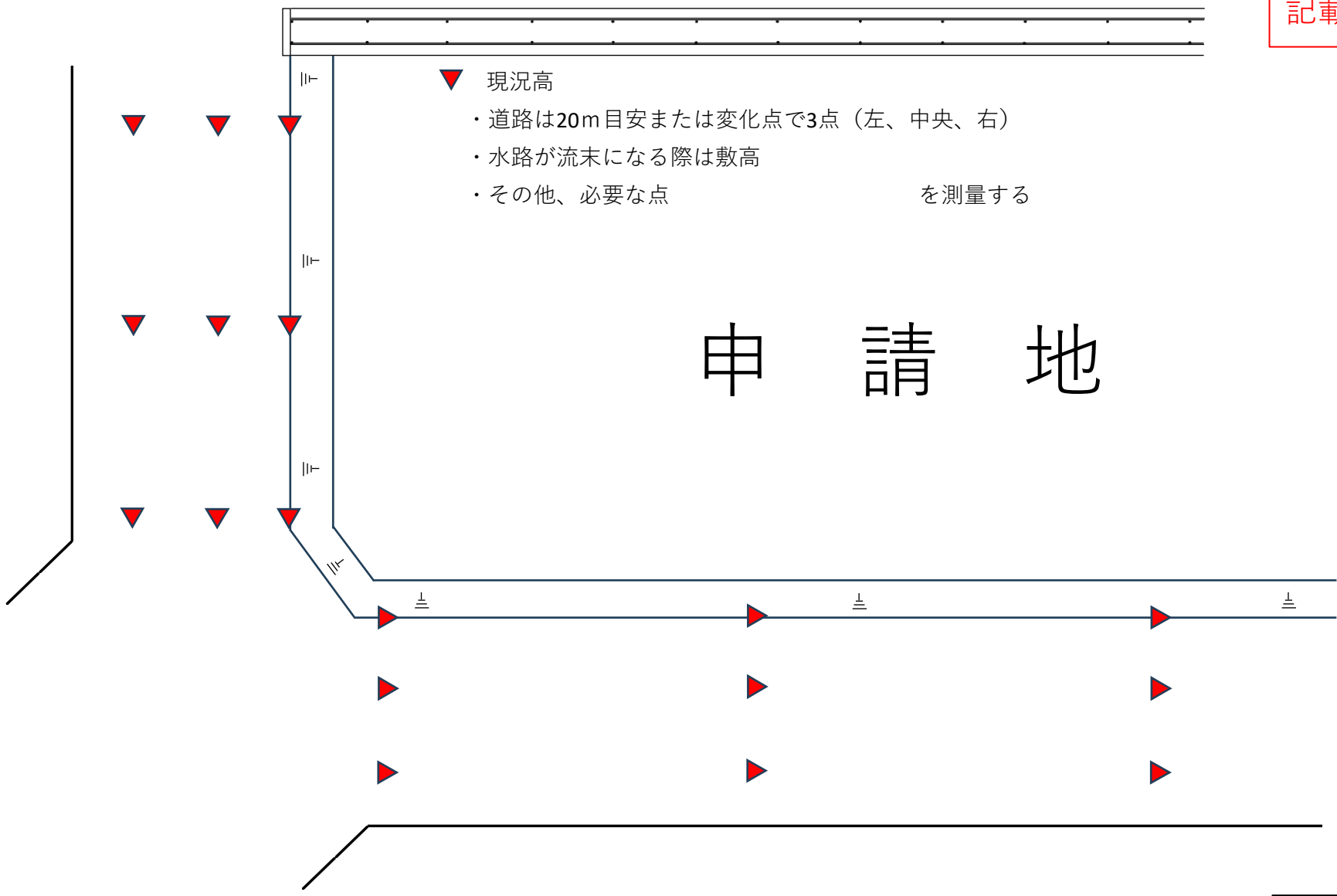
- 添付書類
- (1) 位置図
 - (2) 土地整理図の写し
 - (3) 構造図及び道路復旧図
 - (4) 縦横断面図
 - (5) 平面図
 - (6) 保安設備設置図

様式第6号（第7条関係）

記 入 例	公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 大 治 町 長 殿 住 所 氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 担当者 電 話 （ ） 番 下記のとおり、公共用物に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。 <div style="text-align: center;">記</div>	
公共用物の種別	<input type="checkbox"/> 道 路 <input type="checkbox"/> 水 路 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
工 事 の 場 所	施工箇所の住所を記載	
工 事 の 種 別	側溝布設工事、側溝新設、張りコンクリート など	
工 事 の 概 要	側溝延長等を記入	
工事の実施方法	直営、請負 など	
工 事 の 期 間	承認の日から 日間 年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 を 必 要 と す る 理 由	住宅建築に伴う乗入れ口新設のため など	

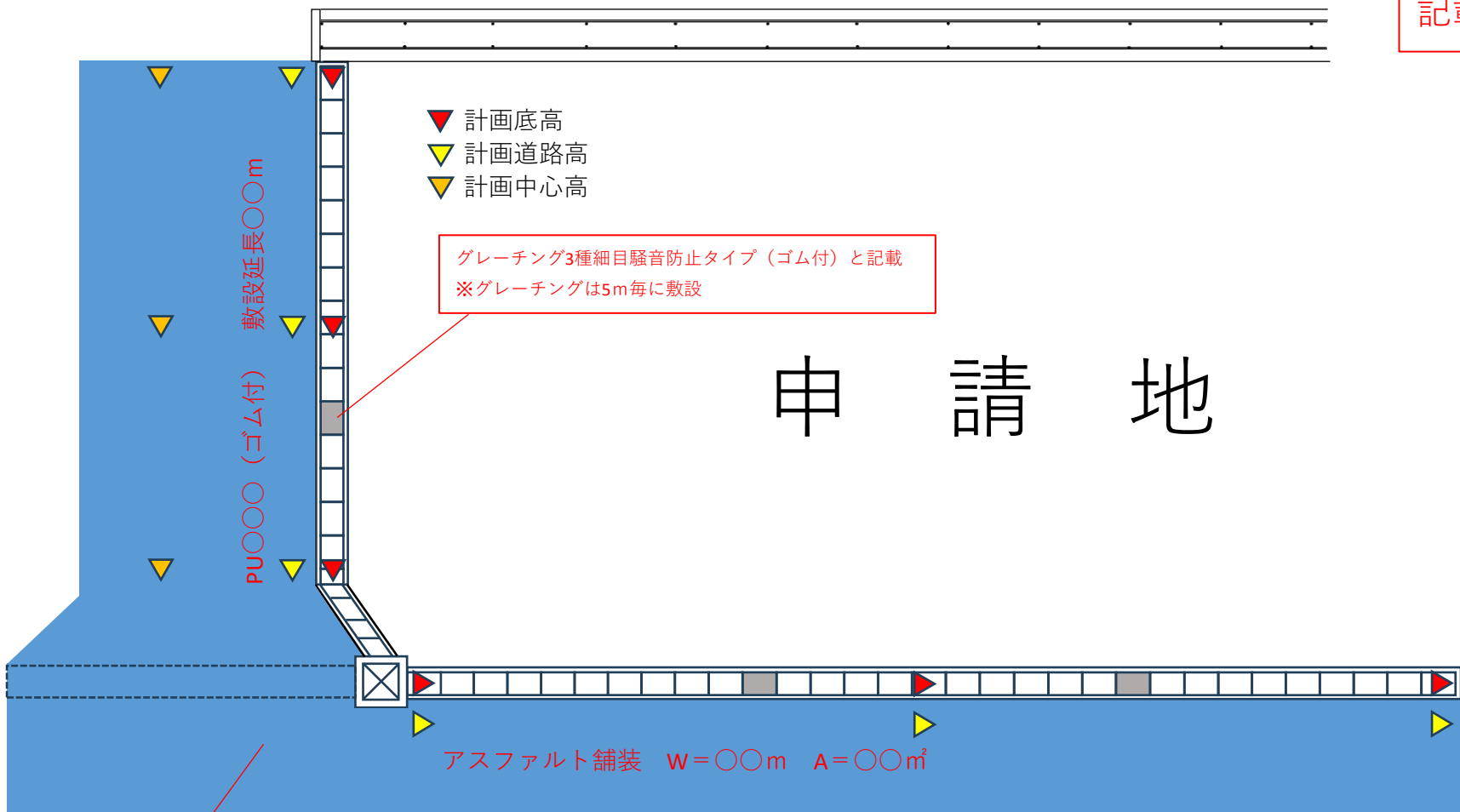
備 考

- 1 「公共用物の種別」の欄は、該当するものにチェックを付けること。
- 2 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 土地整理図の写し
 - (3) 構造図及び道路復旧図
 - (4) 縦横断面図
 - (5) 平面図
 - (6) 保安設備設置図
 - (7) 承認を受けようとする公共用物について利害関係人が存する場合は、その意見書

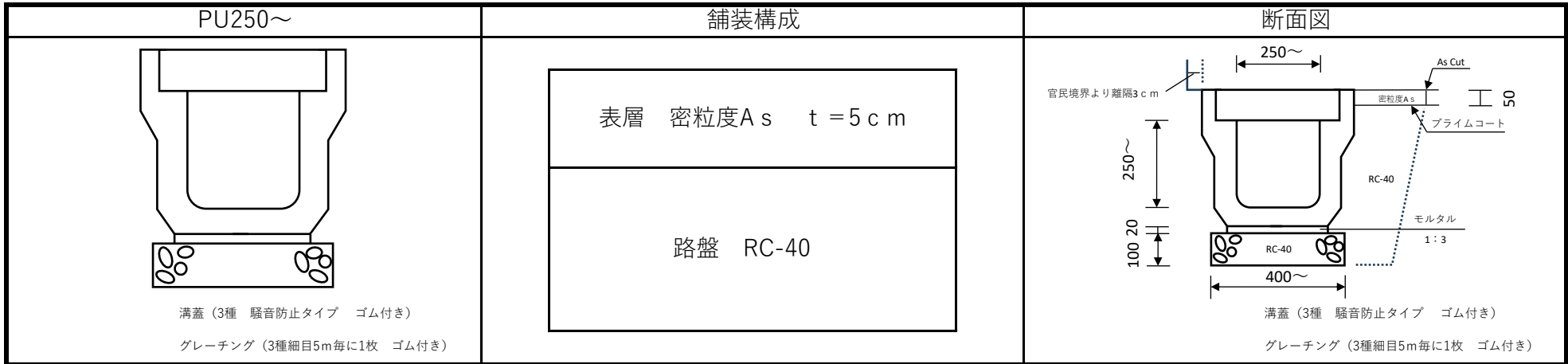


現況平面図

記載例

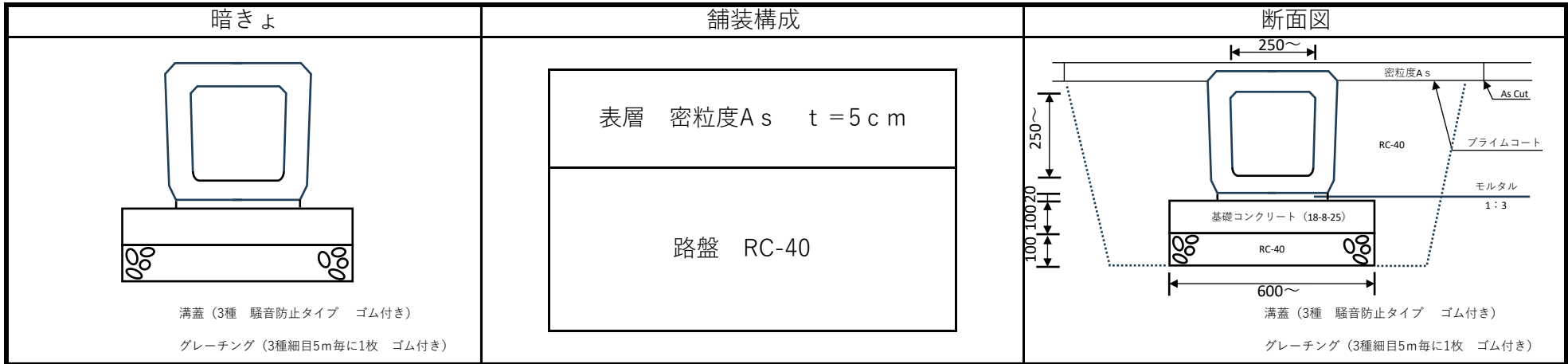


計画平面図



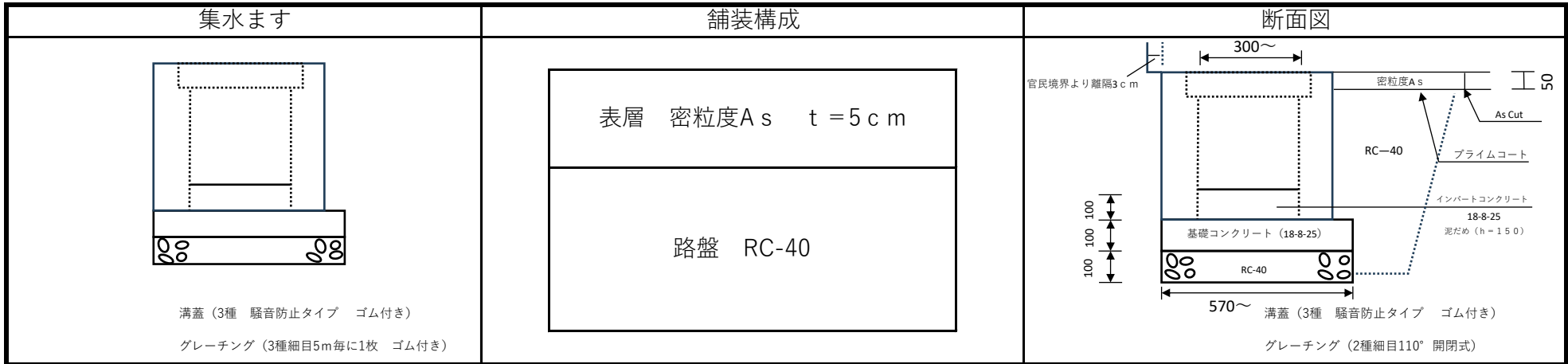
縦断面図 (現況及び計画高)

現況高 (左)					
現況高 (中央)					
現況高 (右)					
計画高					
計画道路高					
計画中心高					



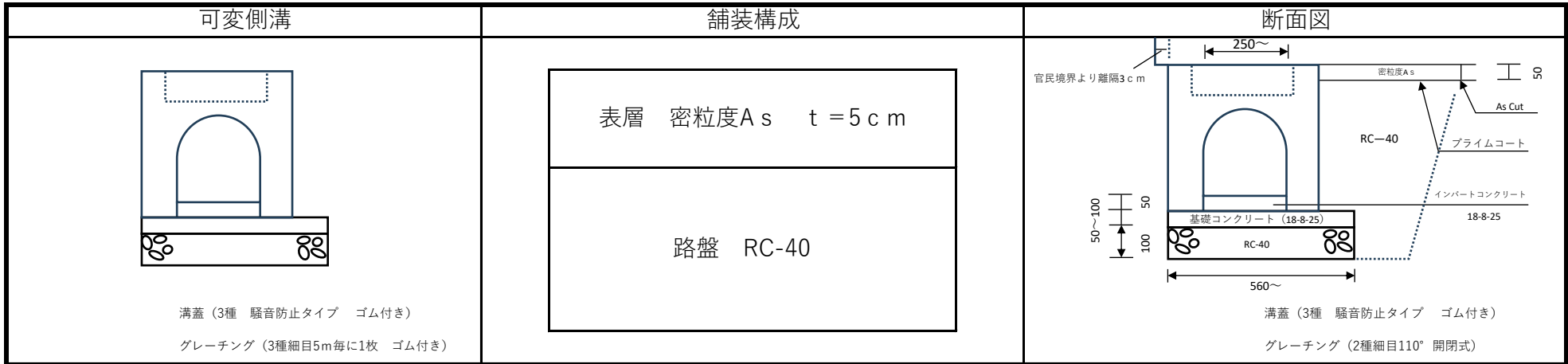
縦断面図 (現況及び計画高)

現況高 (左)					
現況高 (中央)					
現況高 (右)					
計画高					
計画道路高					
計画中心高					



縦断面図 (現況及び計画高)

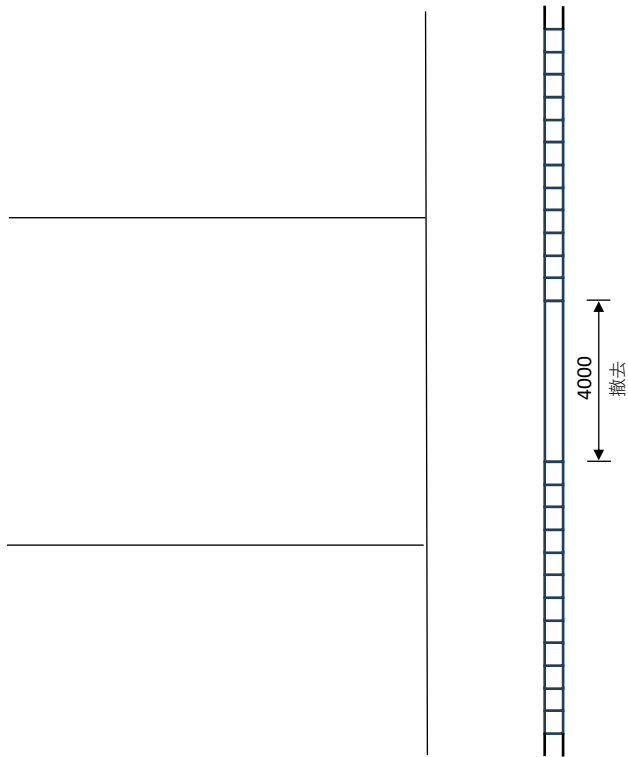
現況高 (左)					
現況高 (中央)					
現況高 (右)					
計画高					
計画道路高					
計画中心高					



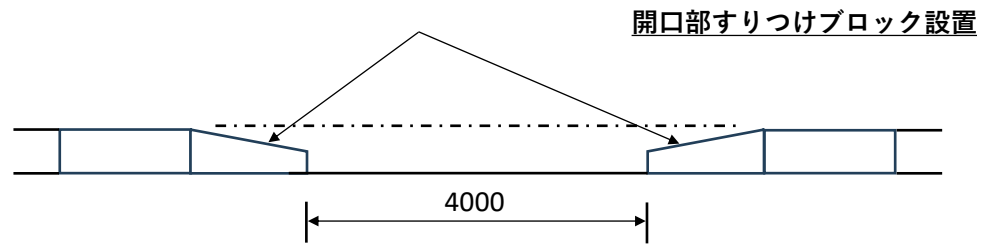
縦断面図 (現況及び計画高)

現況高 (左)					
現況高 (中央)					
現況高 (右)					
計画高					
計画道路高					
計画中心高					

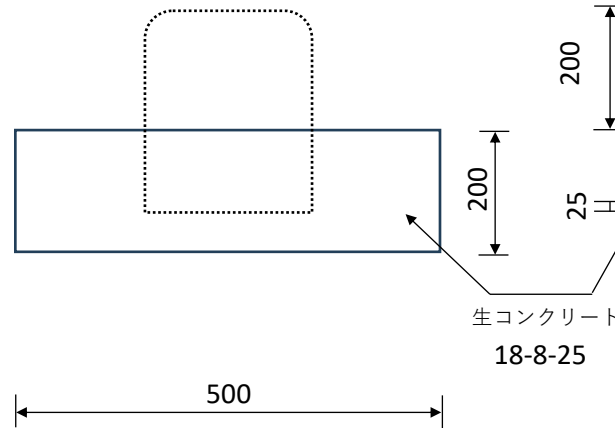
平面図



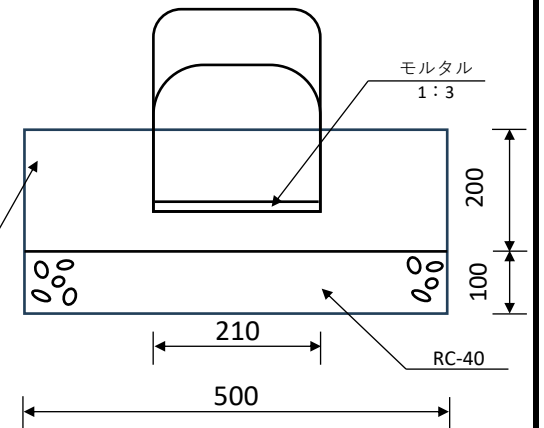
撤去断面図



撤去復旧詳細図



すりつけブロック設置詳細図



様式第9号（第8条関係）

<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">記入例</div> <div style="margin-left: 200px;"> 工 事 着 手 届 完 了 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">着手か完了に○をつける</div>	
年 月 日	
大 治 町 長 殿	
住 所	
氏 名（法人は名称及び代表者氏名）	
電 話 （ ） 番	
<p style="text-align: center;">下記のとおり、着手します。 完了しました。</p>	
記	
許可又は承認の 年月日及び番号	年 月 日 ○○大都整第28- 号
公共用物の種類	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工 事 の 場 所	
工 事 の 種 別	
着 手 完 了 年 月 日	年 月 日

備 考

- 1 「着手 着手します。 完了」、 「完了、 完了しました。」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「公共用物の種別」の欄は、該当するものにチェックを付けること。
- 3 着手届けの場合には、施工前の全体がわかる現況写真を添付すること。
- 4 完了届けの場合には、工事施工中及び完了後の写真を添付すること。
なお、写真は、各工程ごとにスタッフ等を用い、占用物件・回復状況等が、設計図書どおり施工されていることがわかるよう撮影すること。

様式第11号（第9条関係）

<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 100px;">記入例</div> <div style="text-align: center; margin-right: 100px;"> 工 事 着 手 完 了 届 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;">着手か完了に○をつける</div>	
年 月 日	
大 治 町 長 殿	
住 所	
氏 名（法人は名称及び代表者氏名）	
電 話 （ ） 番	
<p style="text-align: center;">着手します。</p> <p>下記のとおり、</p> <p style="text-align: center;">完了しました。</p>	
記	
許可、承認又は同意の 年月日及び番号	年 月 日 ○○大都整第28- 号
工 事 の 場 所	
	町道 ○○・○○ ※はるちずで路線名を確認して記載 線
工 事 の 種 別	
着 手 完 了	年 月 日 年 月 日

備 考

- 1 「着手 着手します。 完了」、 「完了、 完了しました。」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 着手届けの場合には、施工前の全体がわかる現況写真を添付すること。
- 3 完了届けの場合には、工事施工中及び完了後の写真を添付すること。
 なお、写真は、各工程ごとにスタッフ等を用い、占用物件・回復状況等が、設計図書どおり施工されていることがわかるよう撮影すること。

令和 年 月 日

大 治 町 長 殿

住所

氏名

道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書の取りやめについて

令和 年 月 日付けで申請し、令和 年 月 日付け
〇〇大都整第 28 - 号で承認しました道路に関する工事の設計及び
実施計画承認申請については、下記理由により取りやめます。

記

取りやめ理由

令和 年 月 日

大 治 町 長 殿

住所

氏名

道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書の
取り下げについて
令和 年 月 日付けで申請しました道路に関する工事の設計及び実
施計画承認申請については、下記理由により取り下げます。

記

取り下げ理由

令和 年 月 日

大 治 町 長 殿

住所

氏名

公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書の取りやめについて

令和 年 月 日付けで申請し、令和 年 月 日付け
〇〇大都整第 28 - 号で承認しました公共用物に関する工事の設計
及び実施計画承認申請書については、下記理由により取りやめます。

記

取りやめ理由

令和 年 月 日

大 治 町 長 殿

住所

氏名

公共用物に関する工事の設計及び実施計画承認申請書の
取り下げについて

令和 年 月 日付けで申請しました公共用物に関する工事の設計及
び実施計画承認申請書については、下記理由により取り下げます。

記

取り下げ理由

4 留意事項

(1) 承認工事の申請を必要としない場合

- ・管理者との協議により他の工作物の管理者または工事原因者が工事または維持を行う場合（道路法第19条の2、第20条）

- ・清掃や除草のような構造に影響を与えない軽易な維持の場合（道路法施工令第3条）

- ・管理者より占用許可を得て占有者が行う工事の場合（占用申請に関する書類が必要）

(2) 共通事項

- ・工事費用は申請者負担となること。

- ・道路上で作業する場合、津島警察署より道路使用許可を得ること。

- ・着手届を提出してから現場着手すること。

- ・地下埋設物等の占有者については申請者で調査・協議すること。

- ・水道やガスといった他工事と重複する場合、舗装復旧については申請者で他工事の責任者と協議し、一体的に舗装復旧すること。

- ・公共基準点等の測量標がある場合、測量法に基づき測量標を取扱い、工事を進めること。

測量標を許可なく移転し、汚損し、その他その効用を害する行為をした場合は復元すること。

- ・管理者への引き渡しは完了検査の合格後となるため、合格前までは申請者で管理すること。

そのため、合格前に工事車両等の影響により構造物が破損した場合は是正対象となること。

- ・工事瑕疵が発覚した場合、合格後であっても一定期間内（2年間）は申請者負担で補修すること。

ただし、その瑕疵が故意または重大な過失により生じた場合は10年となる。

- ・官民境界を明確にし、境界杭を保護すること。
- ・交通安全の観点から問題が生じた場合、管理者の指示に従い交通安全対策をすること。
- ・工事内容に関することは、「土木工事標準仕様書（愛知県建設局）」「道路構造令の解説と運用」「土木構造物標準設計」「防護柵の設置基準・同解説集（日本道路協会）」等を参考にすること。
- ・通学路で工事する場合、対象となる小学校に工事案内をすること。
- ・福祉巡回バスの順路内で施工する際は、民生課に工事案内すること。
- ・申請内容に変更が生じた場合、管理者と協議すること。
- ・申請工事が中止になった場合、管理者と申請について取り下げる協議をすること。
- ・申請工期内に現場着手がされず、申請年度の次年度を過ぎた場合、管理者と再協議・再申請すること。元申請については取下げたものとして取り扱います。

（3）乗入れ口工事

- ・歩道乗入れ口の幅は $W=4.0\text{m}$ 以下、1 物件に対して1 箇所までとすること。
- ・標準的な歩道乗り入れ口の幅以上に拡幅したい場合($W > 4.0\text{m}$)、1 箇所以上設置したい場合については事前に相談すること。
- ・不要な乗入れ口は閉口すること。
- ・乗入れ口を開口する箇所は乗入れる自動車の荷重に耐えうる舗装構成・側溝に変更すること。

（4）側溝工事

- ・側溝の規格についてはPU3-250を標準とし、現場条件等のやむを得ない場合は現場条件に合った製品を使用すること。
- ・法面に盛土、整地する場合は、側溝を設置すること。

・側溝天端と底端の計画高及び現況高について図面に必ず明示するようにすること。

現況高は流末水路高・舗装高を起点・終点・変化点で測量すること。なお、舗装高は左・中央・右を測点とすること。

・側溝は道路雨水を排水することが目的であるため、路面排水ができるようにすること。できていない場合は是正対象となること。

・雨水等の路面排水ができない場所については、側溝を設置すること。

・水路に取付する際は、水路構造物がどのような構造かを確認すること。

・グレーチングは5m毎に3種細目、騒音防止タイプを使用すること。

(5) 舗装工事

・法面に盛土、整地する場合は、整地部分を舗装すること。

・舗装構成は、道路でそれぞれ決められた舗装構成とすること。

(6) 水路工事

・水路構造物と官民境界の隙間は防草できるよう厚さ10cmの張コンクリート内にΦ10mmで10cmのメッシュ筋を敷設し、10mごとに伸縮目地を入れるように努めること。

・水路構造物を整備する場合、周辺の構造物の高さや断面積に合わせたものを施工すること。

5 よくある質問

Q-1 田んぼを埋め立て、家を建てるが、側溝を整備する必要がありますか。

A 道路形状が変わることで道路雨水が排水できなくなるため、側溝を整備する必要があります。また、土地によっては田んぼ用の側溝（田面側溝、UR側溝）があり、宅地の整備や乗り入れのために埋め立てることはできません。

Q-2 道路管理者で側溝整備はできませんか。

A 個人の宅地造成に合わせた整備は行っておりません。

Q-3 乗入れのための開口部を規定以上の拡幅や、数を2箇所以上設けたいです。

A 交通安全上、歩車道境界ブロックを必要以上撤去することは原則許可できません。しかし、店舗等において駐車場の利用者数が多く、駐車場計画をす中でやむを得ないと道路管理者として判断できる場合のみ例外として許可できます。その際は承認申請書に理由書や車両軌跡図等が必要となります。

Q-4 道路と宅地側で側溝の高さが違うので高さを同じにして、側溝蓋を掛けたいです（側溝のかさ上げ工事）。

A いわゆる、側溝のかさ上げ工事で施工された側溝は、二次製品と比較して強度、耐久性が劣るため、承認工事申請できません。側溝の二次製品で施工計画、承認工事申請をしてください。

Q-5 水路と官民境界との間はなぜ張コンクリートを施工しなければならないのですか。

A 水路と宅地の隙間から草が生えるため防草対策として、張コンクリートの施工をお願いしています。

6 事務手続きの問題について

近年、承認工事の申請件数は1年で約50件あり、多くの方々のご協力により、円滑に事務を進めることができている。しかしながら、毎年数件ではありますが、次のような問題が起きています。

(1) 着手届提出前や工事内容の協議中に工事を施工する問題

工事の承認後、着手届を提出しないまま工事が施工されていることがあります。悪質な場合は管理者に承認を得ないまま工事を施工することもあります。これらの場合、施工方法を誤りや、事故につながる可能性もあります。そのため、工事の承認を得て着手届を提出してから工事を開始してください。

(2) 工事完了後に完了届の提出がない問題

工事の完了後、完了届が提出されないことがあります。また、工事検査時の是正箇所の修正が行われないこともあります。承認工事では申請者が現場管理をすることになります。これらの場合、現場の引き渡し完了しないため、管理者が申請者のままとなってしまいます。

もし、設置した構造物が原因で第三者が事故した場合には管理者である申請者の責任が問われてしまいます。このような問題を防ぐためにも、速やかに完了届を提出し、管理者への現場引き渡しまで必ずしてください。

これらの問題については、道路法第71条の規定による工事の中止、原状回復などを道路管理者として命ずることもあります。また、罰則の規定も道路法に定められています。これらの問題を防ぐためにも、適切な事務手続きにご協力よろしくお願いいたします。

外部リンク

はるちず <https://www2.wagmap.jp/oharutown/Portal>

